

国税質問検査章規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(質問検査章の書式)

第二条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十七条の六第十一項、第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項、第九十条の二第二項、第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項及び第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項及び第四項、第九十条の六の二第五項並びに第九十条の六の三第四項において準用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第四十条の三の三第十七項、第四十一条の十九の五第九項、第六十六条の四第二十一項、第六十六条の四の三第十項、第六十七条の八第九項、第六十八条の八十八第二十一項及び第六十八条の百七の二第九項の身分を示す証明書(税関職員<sup>一</sup>の身分を示す証券等の書式に関する省令(昭和二十九年大蔵省令第六十四号)に規定する証明書を除く。)の書式は、別表第一による。

2 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第七条第四項又は租税特別措置法第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十項、第七十条の二の二第二十一項若しくは第七十条の二の三第二十項の身分を示す証明書の書式は、別表第二による。

3 租税特別措置法第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の十四第三十九項又は第三十七条の十四の二第三十四項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4・5 省 略

6 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の九及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第四十一

改 正 前

(質問検査章の書式)

第二条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十七条の六第十一項、第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項、第九十条の二第二項、第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項及び第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項及び第四項、第九十条の六の二第五項並びに第九十条の六の三第四項において準用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第四十条の三の三第十一項、第四十一条の十九の五第九項、第六十六条の四第十五項、第六十六条の四の三第十項、第六十七条の八第九項、第六十八条の八十八第十五項及び第六十八条の百七の二第九項の身分を示す証明書(税関職員<sup>一</sup>の身分を示す証券等の書式に関する省令(昭和二十九年大蔵省令第六十四号)に規定する証明書を除く。)の書式は、別表第一による。

2 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第七条第四項又は租税特別措置法第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十項、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第二十項の身分を示す証明書の書式は、別表第二による。

3 租税特別措置法第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の十四第三十四項又は第三十七条の十四の二第三十一項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4・5 同 上

6 租税特別措置法第九十七条の二第二十八項の身分を示す証明書の書式は、別表第六による。

7 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の九の身分を示す証明書の書式は、別表第七による。

条の二第九項の身分を示す証明書の書式は、別表第六による。

別表第一

税に関する質問検査章  
省 略

(用紙 日本産業規格 B 8)

別表第二

調査の提出に関する質問検査章  
省 略

(用紙 日本産業規格 B 8)

別表第三

特定口座年間取引報告書  
非課税口座年間取引報告書  
未成年者口座年間取引報告書  
省 略

(用紙 日本産業規格 B 8)

別表第四

租税条約等に基づく情報提供に関する質問検査章  
省 略

(用紙 日本産業規格 B 8)

別表第五

別表第一

税に関する質問検査章  
同 左

(用紙 日本工業規格 B 8)

別表第二

調査の提出に関する質問検査章  
同 左

(用紙 日本工業規格 B 8)

別表第三

特定口座年間取引報告書  
非課税口座年間取引報告書  
未成年者口座年間取引報告書  
同 左

(用紙 日本工業規格 B 8)

別表第四

租税条約等に基づく情報提供に関する質問検査章  
同 左

(用紙 日本工業規格 B 8)

別表第五

納付受託者の納付事務に関する質問検査章  
省 略

(用紙 日本産業規格 B 8)

納付受託者の納付事務に関する質問検査章  
同 左

(用紙 日本工業規格 B 8)

別表第六

特別還付金の支給に関する質問検査章  
省 略

(用紙 日本工業規格 B 8)

別表第六

報告事項の提供に関する質問検査章  
省 略

(用紙 日本産業規格 B 8)

別表第七

報告事項の提供に関する質問検査章  
同 左

(用紙 日本工業規格 B 8)

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一から別表第五までの改正規定及び別表第七の改正規定 平成三十一年七月一日
- 二 第二条第一項の改正規定（「第四十条の三の三第十一項」を「第四十条の三の三第十七項」に改める部分を除く。） 平成三十二年四月一日
- 三 第二条第一項の改正規定（「第四十条の三の三第十一項」を「第四十条の三の三第十七項」に改める部分に限る。） 平成三十三年一月一日
- 四 第二条第二項の改正規定（「第二十九条の二十項」を「第二十九条の二十一項」に改める部分に限る。） 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法

